

島根県報

号外第六四号

平成十四年四月三十日

(火曜日)

告 示

目 次

島根県立病院使用料及び手数料条例第二条第三項の規定による使用料及び手数料の額
（医療対策課）

告 示

島根県告示第四百八十号

島根県立病院使用料及び手数料条例第二条第三項の規定による使用料及び手数料の額（昭和四十八年島根県告示第二百三十五号）の一部を次のように改正し、平成十四年五月一日から施行する。ただし、特別病室使用料の項に係る改正規定は、平成十四年七月一日から施行する。

平成十四年四月三十日

島根県知事 澄 田 信 義

短期人間ドックの項中「二千円を」の下に「乳がんマンモグラフィー検査を行った場合は三千円を」、外来人間ドックの項中「二千円を」の下に「乳がんマンモグラフィー検査を行った場合は三千円を」を加え、特別病室使用料の項中「一万五千元」を「一万八千元」に、「一万元」を「一万二千元」に、「五千元」を「六千元」に、「四千元」を「五千元」に、「三千円」を「四千元」に改める。

毎週火・金曜日発行

平成十四年四月三十日印刷
平成十四年四月三十日発行

発行者
島
根
県

発行所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)